

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 11 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第 31 条 <省略></p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、市長の定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第 89 条の 2 <省略></p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第 31 条 <省略></p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、市長の定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第 89 条の 2 <省略></p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受</p>

<p>けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。